

富士宮市立富士宮第二中学校 部活動ガイドライン 令和7年4月改訂

① 部活動ガイドライン策定の目的

富士宮第二中学校部活動ガイドラインは、二中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目的として策定しました。

- ア 二中学生がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- イ 二中学生の主体的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として授業等との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。

② 部活動運営の手立て

ア 部活動への加入

- ・入部後は原則として、3年間同一部とする
- ・継続して同一部に所属する場合にも年度ごと各顧問に継続届を提出する。
- ・入退部及び転部は保護者、担任、顧問の承認を得て、新たに入部届を顧問に提出する。
※外部でクラブ等に所属して活動している生徒は入部せず、外部での活動を優先することができる。

イ 適切な指導

顧問は、以下のことを徹底して指導する。

- ①休息・休養を適切に取り~~と~~、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底する。
- ②目標の達成に向けて、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 活動計画の作成

顧問は、以下の活動計画を期日までに作成し、校長の承認を得た上で、生徒・保護者に配付する。

- ・毎月の活動計画 【作成期日：前月の20日】

エ 学期中の休養日及び活動時間

<休養日>

- ・週当たり3日以上休養日を設ける。平日は少なくとも2日（月曜日と水曜日を基本とする。ただし、
- ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日を休養日とする。（大会、コンクール、地域の行事への参加を除く）。

※週末に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を平日・他の週末に振り替える。

<活動時間>

- ・ 1日の活動時間については、2時間以内かつ午後5時までを基準とし、日没時間を十分考慮して生徒の帰宅に支障がないように努める。
- ・ 延長練習は大会2週間前から、校長の許可を得て実施する。
- ・ 学校の休業日（学期中の週末を含む）は、準備、片付けを含めて3時間程度とする。ただし、大会や練習試合等で3時間を超える場合はこの限りではない。その場合、休業日の活動時間は合計で1か月32時間以内とする。

オ 長期休業中の休養日及び活動時間

<休養日>

- ・ 長期休業中の週末は休養日とする。
（大会等で土日に活動した場合、他の平日に休養日を振り替える。）
- ・ ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

<1日の活動時間>

- ・ 長くとも準備・片付けを含めて3時間以内とする。
- ・ 週末に、練習試合、大会等の活動が計画される場合には、超過した時間等を踏まえ、休養期間等において振り替えられるようにする。

<部活動の延長>

- ・ 部活動時間を延長する場合は、大会2週間前からとする。
- ・ 活動する場合は、保護者に承諾を得る。また、申請書を学校長に提出すること。ただし、最大延長活動時間は、部活動終了時間から最大30分の延長とする。
延長する場合は、下校方法を確実に確認する。

カ 市共通の部活動休止日

- ・ 夏季休業中に学校が指定した学校閉庁日
- ・ 12月29日～1月3日（年末年始の休日）
- ・ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

キ その他の留意点

- ・ 朝練習は実施しない。
- ・ 4月1日より新年度開始の前日までは、職員会議等、新年度の準備のため部活動を中止する。
- ・ 気象状況の変化（高温多湿、落雷、暴風等）により、健康被害や事故につながる恐れがあるときは、直ちに活動を中止する。

ク ガイドラインの修正

ガイドライン運用上の諸課題については、職員会議で協議し修正する。